



# 信達の歳時記

ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

<http://f-hojin.or.jp>

「どんと祭」(福島市飯坂町湯野・西根神社)

福島県民俗芸能文化写真・映像保存協会事務局長 遠藤寛行さん撮影

平成25年1月1日発行 第494号

# ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2013

1

## 私のポケット

新年明けましておめでとうござい  
ます。昨年は大変お世話になりました。  
二〇一三年も私のポケットから  
様々な情報を提供して参りますので  
宜しくお願い申し上げます。

毎年のように今年はどうな年にな  
るか、どんな年にしたいかを考えま  
すが、なかなか思い通りにはいかな  
いものですよ。今年こそはと奮起  
されている方も多いかと思えます。  
私もその一人ですが・・・。

さて復興元年と位置づけられた昨  
年。しかし、まだまだ困難な状況の  
続く福島、早く元の生活に戻りた  
い、戻りたいと皆様がそう思ってい  
ることと思います。政権が変わり、  
新たな一歩を踏み出した日本。一人  
ひとりが福島復興の思いを形にし、  
福島から元気を発信していくことが  
出来れば、きっと素晴らしい一年を  
過ごすことが出来ることと思えます。

(高橋記)

福島法人会は、  
公益社団法人への  
移行認定を受けま  
した。



# 税だより

## 《復興特別法人税に係る加算税の取扱いについて》

復興特別法人税制度については、ふくしま法人ニュースの5月号でお知らせしていますが、今回はこの復興特別法人税に係る加算税の取扱いについて説明したいと思います。

### 1. 法人税の加算税通達の準用

復興特別法人税に係る加算税の取扱いについて、基本的な事項（正当な理由があると認められる事実や更正を予知した修正申告書の提出の例示など）は、法人税に係る加算税の取扱いに準じて取扱います。

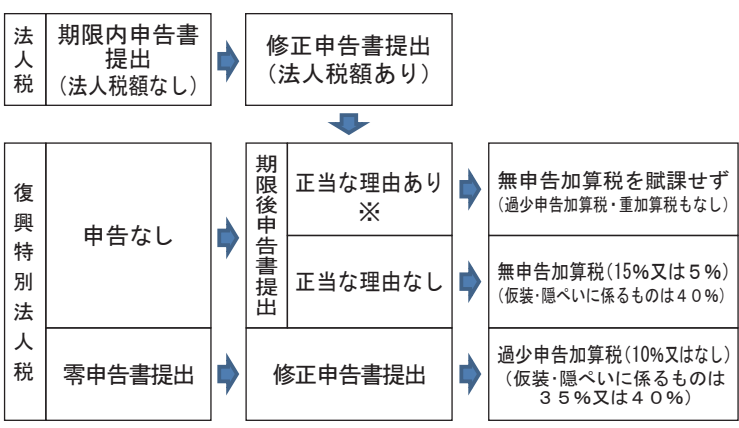
### 2. 法人税の修正申告に伴い新たに復興特別法人税申告書の提出があった場合の取扱い

課税標準法人税額がないため、復興特別法人税申告書の提出がなかった場合において、その後法人税の修正申告等に伴い、復興特別法人税の期限後申告書の提出等があったときは、法人税について期限内申告が行われたかどうかにかかわらず、無申告加算税の規定が適用されます。

### 3. 復興特別法人税について零申告があった場合の取扱い

復興特別法人税申告書の提出を要しない法人が、復興特別法人税に係る零申告書を提出した場合には、当該申告書は納税申告書に該当しますので、その後に税務署長が行う処分は、決定ではなく、更正処分となります。

詳細は左図のとおりです。詳しくは福島税務署にお尋ねください。



※ 納税者の責めに帰することのできない客観的な事情(災害、交通・通信の途絶他)

## <県庁税務課からのお知らせ>

県税の申告には電子申告 (eLTAX: エルタックス) の利用が便利です。



「eLTAX」とは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムで、県税で利用できるのは、法人県民税、法人事業税などです。

「eLTAX」を利用すれば、オフィスなどから直接申告することができます。

エルタックス HP (<http://WWW.eLTAX.jp>) にアクセスして、簡単な手続きを行っていただくだけで、利用することができます。

便利で簡単な eLTAX をぜひご利用ください。

## <税務署からのお知らせ>

◇確定申告書作成会場◇

場 所	ウィル福島 (福島卸商団地協同組合) ※税務署内には、確定申告書作成会場は開設していませんのでご注意ください。
期 間	平成25年2月4日(月) から 平成25年3月15日(金) まで
時 間	9時30分から16時まで ※土日・祝日は除きますが、2月24日・3月3日の 日曜日に限り開設します。

## 便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の申告書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出することもできます。

※e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁 HP [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

# 「東京電力からの賠償金について」

平成23年3月11日から2年が経過しようとしています。全国版のニュースではあまり流れなくなりましたが、「いまだに原子力発電所の災害は終わっていない」という思いでいます。

東京電力への損害賠償手続きについて、申請書類の作成及び請求業務の手伝いをしてきました。中間指針の範囲での請求ですが、風評被害の考え方、基準年度の考え方、貢献利益率の考え方等で手探りの状態での請求となりました。

合意書が送られて来たら、「賠償金として収入計上する日はいつが正しいのか」という質問を受け、即答できませんでした。後日参考書で調べ、また弁護士に確認し、合意書返送日という結論を得ました。法律行為の一定時点を明確にでき納得できました。

税法は、合意日を原則とし、入金日とすることも認めています（法基通2-1-43）。賠償金は合意が成立しても、支払いがないケースもあるため現実的な扱いをしています。入

金ベースで決算を行い、翌期、合意ベースで決算を行うことは例外から原則に変更することなので問題はないと思います。合意ベースから入金ベースに変更するのは問題かと思いません。

損害賠償の請求をした取引先の中には売上が回復し、賠償請求をしないうところも出てきました。売上げが回復せず、請求を続けているところもまだまだあります。近頃、東京電力の対応がだんだん厳しくなっているように思えます。特に製造業の場合、「風評被害について具体的な資料があれば出してください。」と言われた会社がありました。「円高による影響を否定はしません。しかし、避難退職した従業員は戻ってこないし、募集をかけても応募がない。発注から外されているかどうか、発注元がそんな資料を出すわけがない。売上が戻らないのが事実です。」という状況説明しかできないようです。

賠償金は両者合意ができて支払われるものです。地元の企業には元気になるてもらわなければ福島がじり貧になってしまいます。合意ができて入ってきた賠償金は、将来に向かって有効な使い方をし、働く場を守っていただきたいと思っています。

東北税理士会福島支部 佐藤 成

## 村井幸三さんの 「厄」なるほど

新年おめでとうございます。今年のお正月休みは四日の御用始めをズル休みすると、年末から引き続き九日間の

連休になるとか。こういう長い休みに挟まれてしまつては年の初めという、元日のすがすがしさに身をひき締め、今年は一丁やるぞという気構えとも縁がなくなるのではないかと心配です。ここまでは縄文型旧日本人のグチです。

さて昨年の暮れ、若い友人から「厄年というのがあるでしょう、私は来年その大厄らしいのですが、あれは数え年なのですか実年齢ですか」と真面目に聞かれ、そういう疑問など今まで考えたこともなかったので答えに詰まりました。

厄年、陰陽道や古代中国の道教などそのオリジンには諸説があつて明確ではありませんが、平安時代にはじまったわが国の民族慣習で男性は二十五、四十二、六十一歳、女性は

十九、三十三、三十七歳の三回（実際にはその前と後の年も準厄年なので都合九回）いのちや暮らしを損なうピンチに見舞われることがあると言うのです。まあいつてみれば大人の七五三みたいなものですが、日本人はお互いこの手の行事が大好きで今、手元にある資料でみると四十六パーセントの人が厄を信じて、神社やお寺の厄落し祈禱に駆け付けているようです。

平均寿命が倍になった現在、平安時代にできた数字をそのまま信じていいのか多少疑問はありますが、社会的にも精神的にもまた体力も変化する一つの転機と考えると頭から俗信と切り捨てられない点もあります。しかし、ご祈禱などしなければならぬほどのことでしょうか。

ちなみに初めに書いた友人の質問、念のためお寺さまに伺つてみました。なんととはっきりした基準があるのです。まあ余計なことですが一応数え年、つまり満年齢プラス一が原則、年が変わり誕生日がくるまでの間に厄除けをする場合は二歳を加えるのだそうです。祈願は松の内すぎから節分の間に済ませるのが慣習だともお聞きしてきましたが、以上はお寺と神社のPRです。



会社は心は  
 経・経 ややましろし



株式会社 フォーカス  
 代表取締役  
**三津間 謙一氏**  
 (福島市須川町5-43)  
 TEL (024) 573-7585

久しぶりにステキな若者、イヤ失礼、社長さんにお会いした。八木田橋の近くの住宅街に会社があった。FOCUSの看板もない。三津間の表札があるだけ。

自宅の狭い一部屋が事務所。六台のパソコンが隙間なく並び、得体の知れない機械があるだけ。社員は社長を含めて三人だけだという。

両親は沖電気を定年で退職、父親は現在須川町の町会長をしているという。奥様と三歳と二歳の娘さんがいるという。社員が二人いるというが人の気配が全く無い。

「どうしたんですか」と聞くと「きょうは定休日なんです」という。「どんな仕事をしているんですか」「主に、結婚式のビデオ撮影と編集をしています」

古い人間の私には理解できないことばかり。生まれてから現在までのことを聞いてみるしかない、と思った。

社長の謙一氏は昭和五十六年福島市生まれ。福島工業高校を卒業し日産モーターの整備士として三年間働く。そして人生を大きく変えた人物と出会った。その人がある結婚式場のカメラマン

ンで、その仕事ぶりを観てビデオ撮影に興味を持った。

「あなたもやってみる？30%好きになつたら、あなたは才能があるよ。70%は努力で解決できるよ」

この言葉に衝撃をうけた。それと「三秒以内に返答しなさい。イエスと。有言実行です。イエスと言ってしまえば何とか出来るもんです」

ビデオ撮影の仕事で身を立てたい、と決心した。資金を稼ぐため、車の整備をやめ、三部交替で働くきつい仕事を続け、夜中も夢中で働いて機材を揃えた。

二十七歳で結婚、アパートで新婚生活を送った。気立ての良い女性で彼のやりたいことを自由にやらせてくれ支えてくれた。

平成二十三年三月、株式会社フォーカスを設立。実家の一室を事務所にし、独立した。その四日後、東日本大震災が起きた。仕事場の各結婚式場が地震の被害で使用できない。約半年、地獄を見た。契約したばかりの会計士も倒産すると思つたに違いない。

じつと我慢の時を過ごしていたら式場の方から次々にオファーがきた。三津間氏の映像技術とセンスと人柄

にほれ込んでいたのだった。二人の男性社員を採用し自分の技術のすべてを伝授している。将来の会社の方向を探るため社員と東京のギフトショーに出掛けた。あらゆる先端の商品があった。偶然、引き寄せられたのが「刺しゅうミシン」であった。見たことも無い形、カラフルな糸が背後に並んでいる。写真でも文字でもパソコンに打ち込むと立体的な刺しゅうの作品が出てくる。「これだ」と感じた。日本に数台しかない。全世界を相手にインターネットで商売が出来ると感じた。北野武の顔を刺しゅうで作品にしたのを見てもらったが、凄いと感じた。人生のどん底を体験した若い社長が映像を基本にどんな事業展開をしていくか、興味深いものがあ



【一月のこよみ】  
 年賀状  
 「このころは三人だけか！」

**平成25年度税制改正提言活動**



当会では、11月28日(水)福島・伊達の各市長・議長に対し、行政改革の徹底・固定資産税の抜本的見直し等実現に向けて強く訴えました。(福島市・鈴木財務部長に提言書を手渡す山川会長(左))

**親睦交流バスツアーを開催**



ベストパートナーを探すべく、12月2日(日)に親睦交流バスツアーを開催、男女18組参加頂きフラワーアレンジメント作りやアクアマリンふくしまでのフリータイム等とても好評でした。